

平成 16 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 住友金属鉱山株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 福島 孝一
(コード番号 5713 東証・大証第一部)
問い合わせ先 経理部資金担当課長 森本 雅裕
(TEL 03 - 3436 - 7935)

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 3 日開催の取締役会において、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 住友金属鉱山株式会社 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という)
2. 社 債 の 発 行 価 額 本社債の額面金額の 100%
3. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 無償とする。
4. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 6 月 21 日 (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ)
5. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 の 方 法 Daiwa Securities SMBC Europe Limited を主幹事引受会社とする総額買取引受による欧州を中心とする海外市場(但し、米国を除く)における募集。
 - (2) 発行価格(募集価格) 本社債の額面金額の 102.5%
6. 新 株 予 約 権 に 関 する 事 項
 - (1) 新 株 予 約 権 の 目 的 的 た る 株 式 の 種 類 及 び 数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の適用時における転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 4,000 個及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数。
 - (3) 行 使 時 の 払 込 金 額 及 び 転 換 価 額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式 1 株あたりの額(以下「転換価額」という)は、当初、当社取締役会の授権に基づき、代表取締役社長又はその代理人が、本新株予約権付社債に係る引受契約書の契約締結日(日本時間)に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。当初転換価額は、当該引受契約書の締結日又はその前取引日(いずれも日本時間)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に 1.50 を乗じた額を下回ってはならない。
 - (4) 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 及 び 其 の 行 使 時 の 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

- 払込金額の算定理由 本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使請求期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は本項第(3)号記載のとおり決定される額とする。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の 1 株あたりの資本組入額は、転換価額(調整された場合は調整後の転換価額)に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (6) 行使請求期間 2004 年 6 月 28 日から 2009 年 6 月 15 日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、第 7 項第(4)号(ロ)及び(ハ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日まで、第 7 項第(5)号記載の買入消却の場合は、本社債消却の時まで、また第 7 項第(6)号記載の債務不履行等による強制償還の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009 年 6 月 15 日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (7) 行使の条件
- (イ) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ロ) 2004 年 6 月 28 日以降 2008 年 6 月 22 日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までの期間においては、本社債権者は、2004 年 6 月 28 日以降 2008 年 6 月 22 日までの期間の四半期の最終日に終了する連続する 30 取引日(以下に定義する)期間中の 20 取引日の当社普通株式の終値(以下に定義する)がいずれも当該暦年の四半期最終日に適用ある転換価額(調整された場合は調整後の転換価額)の 110%(1 円未満切捨て)超であった場合(当該場合は主支払代理人により決定され、本新株予約権付社債要項所定の方法により公告される)に限り、本新株予約権を行使できるものとする。かかる場合、本社債権者は、主支払代理人により当該公告がなされた翌四半期中の日より、当該四半期の最終日(但し、2008 年 4 月 1 日から始まる四半期については 2008 年 6 月 22 日)の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで、本新株予約権を行使することができる。但し、当該新株予約権の行使に関する預託日(以下に定義する)が当該新株予約権の行使可能期間中にあることを条件とする。
- 2008 年 6 月 23 日以降 2009 年 6 月 15 日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までの期間においては、本社債権者は、当該期間中少なくとも 1 取引日において当社普通株式の終値が当該日に適用ある転換価額(調整された場合は調整後の転換価額)の 110%(1 円未満切捨て)超であった後であれば(当該場合は主支払代理人により決定され、本新株予約権付社債要項所定の方法により公告される)、いつでも本新株予約権を行使できるものとする。かかる場合、本社債権者は、主支払代理人により公告がなされた日以降 2009 年 6 月 15 日の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで、いつでも本新株予約権を行使することができる。但し、当該新株予約権の行使に関する預託日が当該新株予約権の行使可能期間中にあることを条件とする。
- 上記において、「終値」とは、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をいい、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所の営業日をいい、終値が発表されない日を含まない。また、「預託日」とは、本社債及び当該社債に関する転換通知が転換代理人に預託された日又は当該

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

社債に関する転換手続の条件が全て充足された日のいずれか遅い日をいう。

- () 本項第(7)号(ロ)記載の規定は、当社の長期優先債務若しくは、場合により本社債(格付けが付された場合)に対し、株式会社日本格付研究所若しくはその承継会社(以下、併せて「JCR」という。)より BBB-以下の格付けが付された期間、当社の長期優先債務若しくは本社債(格付けが付されていた場合)のいずれかについて JCR より格付けが付されなくなった期間又は当社の長期優先債務若しくは本社債(格付けが付されていた場合)のいずれかについて JCR による格付けが停止され若しくは取り下げられた期間については適用がないものとする。当社は本項に規定する事由の発生を認識した場合には、直ちに本新株予約権付社債要項所定の方法により公告し、受託会社、主支払代理人その他の代理人に通知するものとする。
- () 本社債が第 7 項第(4)号(ロ)及び(ハ)記載の繰上償還により償還された場合、本項第(7)号(ロ)記載の規定は、当該償還の公告日以降は、償還される本社債に係る本新株予約権については適用されないものとする。
- () 当社が消滅会社となる合併、又は当社の資産の全部若しくは実質的に全部の譲渡、設立会社若しくは承継会社により本社債に基づく当社の義務が引き受けられる会社分割、又は 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転が生じた場合(以下、ないしを「本取引」という)、本項第(7)号(ロ)記載の規定は、本取引の効力発生予定日の 30 日前の日より当該効力発生日の前日までの期間については適用がないものとする。

- (8) 転換価額等の調整 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割若しくは併合、又は当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (9) 代用払込に関する事項 商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権付社債権者が本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。
- (10) 消却事由及び消却条件 本新株予約権の消却事由は定めない。
- (11) 行使によって交付された株式の配当起算日 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第 293 条の 5 による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(現在 3 月 31 日又は 9 月 30 日(いずれも日本時間)に終了する各 6 ヶ月の期間をいう)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

7. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 20,000,000,000 円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額。
- (2) 各社債券の金額 5,000,000 円
- (3) 社債の利率 本社債には利息は付さない。
- (4) 償還の方法
- (イ) 満期償還
本社債は、2009年6月22日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。
- (ロ) 完全子会社となる場合の繰上償還
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、一定の条件の下、当社は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日の前に、本社債権者に対する35日以上60日以内の本新株予約権付社債要項所定の公告を行った上で(当該公告は取消することができない)、本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額に対する下記の割合で表される償還金額により償還することができる。
- | | |
|--------------------------|------|
| 2004年6月21日から2005年6月22日まで | 104% |
| 2005年6月23日から2006年6月22日まで | 103% |
| 2006年6月23日から2007年6月22日まで | 102% |
| 2007年6月23日から2008年6月22日まで | 101% |
| 2008年6月23日から2009年6月21日まで | 100% |
- (ハ) 税制変更等による繰上償還
日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払に関し、特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、一定の条件の下、本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額で繰上償還することができる。
- (5) 買入消却
当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。かかる消却をする場合、当社は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権につきその権利を放棄するものとする。なお、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買入れ、本社債及び当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を放棄することができる。
- (6) 債務不履行等による強制償還
本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額で直ちに償還しなければならない。
- (7) 社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券
- (8) 社債の担保又は保証 該当なし。
- (9) 財務上の特約 担保提供制限が付される。
- (10) 取得格付 A-(株式会社日本格付研究所)
8. 上場 本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。
9. その他本新株予約権付社債発行に関する未決定事項の決定は、代表取締役社長又はその代理人に一任する。

以上

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。ただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額 19,930 百万円は、平成 16 年度に償還となる社債の償還資金及びキャッシュ・マネージメント・システム導入推進による連結有利子負債の削減資金の一部に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債はゼロクーポンで発行されるため、金融費用の削減が期待できます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、業績に対応した配当を行うことを基本としつつ、あわせて将来の事業展開、企業体質の強化、配当性向などを勘案の上、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。平成 16 年 3 月期の配当につきましては、外部環境の好転と「01 中計」の達成により対前期増収増益となりましたので、1 株当たり 1 円増配し、1 株当たり 6 円の配当を予定しております。

(2) 過去 3 決算期間の配当状況等

(単体)	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純損失()	17.33 円	15.43 円	19.76 円
1 株当たり配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	4.0 円 (-)	5.0 円 (-)	6.0 円 (-)
実績配当性向	- %	- %	30.4 %
株主資本利益率	4.7 %	4.4 %	5.6 %
株主資本配当率	1.1 %	1.5 %	1.6 %

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()は、期中平均発行済株式数によっております。なお、平成 14 年 3 月期の 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()の数値は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除して算定しております。また、平成 15 年 3 月期から 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

2. 平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の実質配当性向及び自己資本利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値です。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

本新株予約権付社債には転換制限条項が付されており、転換権の行使が制限されております。そのため、「一株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第二号)及び「一株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第四号)に基づき、本新株予約権付社債は「条件付発行可能潜在株式」に該当し、新株予約権の行使の条件が充足されない限り潜在株

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

式に含まれず、会計上希薄化効果が認識されないため、希薄化情報に関する記載は省略しております。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	474 円	530 円	377 円	750 円
高 値	629 円	623 円	851 円	769 円
安 値	342 円	352 円	350 円	581 円
終 値	514 円	372 円	754 円	664 円
株価収益率	- %	- %	38.16%	- %

(注)1. 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成17年3月期の株価については、平成16年6月2日現在で表示しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。また、平成14年3月期及び平成15年3月期については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意:本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧ください。ただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。